

○南房総市高等学校等奨学給付金事業実施要綱

令和7年3月31日

告示第77号

(趣旨)

第1条 この告示は、高等学校等の生徒が安心して教育を受けられるよう、一定の要件を満たす低所得世帯を対象に、授業料以外の教育費負担を軽減し、高校生等の就学を支援するための高等学校等奨学給付金（以下「給付金」という。）を支給することに関し、南房総市補助金等交付規則（平成18年南房総市規則第45号）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この告示において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 高等学校等 高等学校等就学支援金の支給に関する法律（平成22年法律第18号）第2条に規定する高等学校等（特別支援学校の高等部除く。）をいう。
- (2) 高校生等 前号の高等学校等に通う生徒等をいう。
- (3) 保護者等 高等学校等就学支援金の支給に関する法律第3条第2項第3号に規定する保護者等をいう。
- (4) 生活保護受給世帯 生活保護法（昭和25年法律第144号）第36条の規定による生業扶助が措置されている世帯をいう。
- (5) 世帯構成員 高校生等と住所（集合住宅にあつては、部屋番号を含む。）を同一にする者（住所が同一であっても、住居が異なることを証明できる家屋の構造となっている場合は、住居を同一にする者）及び当該高校生等と送金等の方法により生計を共にする者をいう。
- (6) 非課税世帯 都道府県民税所得割課税額及び市町村民税所得割課税額が100円未満であるか、非課税である世帯をいう。
- (7) 家計急変世帯 主たる生計維持者の病気、事故、死亡等の理由により経済的に就学困難な高校生等が居る世帯をいう。

(8) 生活保護基準額 生活保護法第8条に基づき厚生労働大臣が定める基準のうち別表第1の計算の方法を用いて算定を行った額の合計した額をいう。

(9) 所得等 地方税法（昭和25年法律第226号）に定める純損失又は雑損失の繰越控除前の総所得金額、土地等に係る事業所得等の金額、長期譲渡所得の金額、短期譲渡所得の金額、株式等に係る譲渡所得の金額、先物取引に係る雑所得等の金額、山林所得金額及び退職所得金額に公的年金等の所得金額、児童扶養手当、児童手当及び扶養義務者からの養育費を加えた合計額をいう。

(対象者)

第3条 給付金の支給の対象となる者（以下「給付対象者」という。）は、次条第1号各号に掲げるそれぞれの認定基準日において、次の各号のいずれにも該当する高校生等の保護者等とする。

(1) 高等学校等に在籍し、実際に修学している高校生等であること。

(2) 高校生等及びその保護者等が、住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）に基づく南房総市の住民基本台帳に記録されていること。

(3) 高校生等の属する世帯の前年の所得等が、生活保護基準額に1.2を乗じて得た額の1.5倍以下であること。

2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当するときは、給付対象者としな

い。

(1) 生活保護受給世帯又は非課税世帯に属する者であるとき。

(2) 千葉県公立高等学校等奨学のための給付金又は千葉県私立高等学校等奨学のための給付金（以下「千葉県給付金」という。）の支給を受けているとき。ただし、千葉県給付金の支給額が、別表第2に定める給付額より少ない場合を除く。

(3) 高校生等が、児童福祉法による児童入所施設措置費等国庫負担金について（令和5年5月10日付けこ支家第47号こども家庭庁長官通知）による措置費等の支弁対象であり、見学旅行費又は特別育成費（母子生活支援施設の高校生等を除く。）が措置されているとき。

(4) 高校生等が、認定基準日において休学しているとき。

(5) 高校生等が、認定基準日が属する年度の末日までに満20歳に達するとき。

(6) 高等学校等を卒業した者又は高等学校卒業程度認定試験規則（平成17年文部科学省令第1号）第8条に該当する者が高等学校等に入学したとき。

（認定基準日及び生活保護基準額の算定）

第4条 前条に規定する認定基準日及び生活保護基準額の算定は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定めるところによる。

(1) 4月入学の高校生等 認定基準日は、7月1日とする。この場合において、生活保護基準額の算定は、前年の12月末日現在の世帯構成員の年齢及び生活保護基準額を用いて行うものとする。

(2) 秋入学など月以降に入学することが定められている高校生等 認定基準日は入学する日とする。この場合において、生活保護基準額の算定は、前号の場合と同様とする。

(3) 当該年度の2月末日までに復学した高校生等 7月2日以降に復学した場合は、認定基準日は申請日の属する月の翌月の1日現在（ただし、申請した日が月の初日の場合は、その日が認定基準日）とする。この場合において、生活保護基準額の算定は、同条第1項第1号の場合と同様とする。

(4) 家計急変世帯に属する高校生等 認定基準日は申請日の属する月の翌月の1日現在（ただし、申請した日が月の初日の場合は、その日が認定基準日）とする。この場合において、生活保護基準額の算定は、申請日の属する月の世帯構成員の年齢及び生活保護基準額で行うものとする。

2 前項第4号の家計急変世帯の所得等の算定は、申請日の属する月の直近の継続した3月間の源泉徴収後の収入額を平均して得た額に12を乗じて得た年間収入見込額とする。この場合において、第3条第1号の「前年の所得等」とあるのは、「年間収入見込額」と読み替える。

（給付金の額等）

第5条 給付金の額は、別表第2の支給の区分に応じ、それぞれ同表の給付額の欄に定める額とする。ただし、7月2日以降に復学した場合又は家計急変世帯となった場合は、当該給付額に認定基準日の属する月から3月までの月数を乗じた額を12で除して得た

額とし、算定において端数が生じた場合は、小数点以下を切り捨てるものとする。

2 前項の規定にかかわらず、給付対象者が千葉県給付金を受給している場合であつて、当該受給額が、別表第2に定める給付金の額より少ないときは、当該不足額を支給するものとする。

3 給付金の支給回数は、高校生等1人につき、各年度1回、通算3回（定時制又は通信制の高等学校に通う高校生等にあつては、4回）を上限とする。

（支給の申請）

第6条 給付金の支給を受けようとする保護者等（以下「申請者」という。）は、高等学校等奨学給付金支給申請書（別記第1号様式）に必要書類を添え、市長が別に定める期日までに、教育委員会を経由して、市長に提出しなければならない。

（支給の決定）

第7条 市長は、前条の規定による申請があつたときは、その内容を審査し、速やかに支給の可否を決定し、高等学校等奨学給付金支給（不支給）決定通知書（別記第2号様式）により、申請者に通知するものとする。

（請求）

第8条 前条の規定により支給の決定を受けた者（以下「受給者」という。）は、給付金の請求をしようとするときは、高等学校等奨学給付金支給請求書（別記第3号様式）を教育委員会を経由して、市長に提出するものとする。

（支給決定の取消し）

第9条 市長は、受給者が次の各号のいずれかに該当するときは、給付金の支給決定を取り消すことができる。

(1) 給付金の支給を受けることを辞退したとき。

(2) 給付金を目的以外に使用したことが判明したとき。

(3) 偽りその他不正の手段により支給の決定を受けたとき。

(4) 前3号に掲げるもののほか、市長が給付金を支給することが適当でないと認めるとき。

2 市長は、前項の規定により給付金の支給決定を取り消したときは、高等学校等奨学給

付金支給決定取消通知書（別記第4号様式）により受給者に通知するものとする。

（給付金の返還）

第10条 市長は、前条第1項の規定により給付金の支給決定を取り消した場合において、既に給付金を支給しているときは、高等学校等奨学給付金返還命令書（別記第5号様式）により、当該取消しに係る受給者に対し、期限を定めて給付金の返還を命ずるものとする。

（雑則）

第11条 市長は、給付金の支給に関して必要があると認めるときは、受給者に対し必要な資料の提出を求めることができるものとする。

（委任）

第12条 この告示に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この告示は、令和7年4月1日から施行する。

別表第1（第2条関係）

保護の種類等	基準額の計算方法等
生活扶助	各居宅世帯員の第1類基準額の合計額に逓減率を乗じた額＋世帯人員の第2類基準額＋特例加算＋地区別冬季加算
教育扶助	基準額＋給食費＋学級費等の上限額
住宅扶助	児童生徒の属する世帯が実際に負担する家賃、間代、地代等の額（世帯人数ごとの上限あり）
母子加算額	扶養している18歳未満等の人数に応じた額

別表第2（第3条、第5条関係）

支給の区分		給付額
公立高等学校 の高校生等	(1) 以下の(2)～(5)を除く全日制・定時制 の高校生等	131,500円
	当該世帯に扶養されている (2) 全日制・定時制の私立高等学校に在籍してい	143,700円

る兄弟姉妹がいる第2子以降の全日制・定時制の高校生等 (3) 全日制・定時制の国公立高等学校等に在籍している兄弟姉妹がいる全日制・定時制の高校生等 (4) 通信制の高等学校等に在籍している兄弟姉妹がいる全日制・定時制の高校生等 (5) 高等学校等に在籍していない15歳以上23歳未満の兄弟姉妹がいる全日制・定時制の高校生等	
私立高等学校の高校生等	152,000円
公立高等学校の通信制の高校生等	50,500円
私立高等学校の通信制の高校生等	52,100円

備考 表中における第2子以降の認定要件については、市長が別に定める。

別 記

第1号様式（第6条関係）

高等学校等奨学給付金支給申請書

年 月 日				
(宛先) 南房総市長 宛				
郵便番号 _____				
住 所 _____				
申請者 (保護者等) 氏 名 _____				
電話番号 _____				
次のとおり申請します。なお、この申請に伴う決定に際し必要があるときは、この申請に係る高校生等の属する世帯全員の所得情報等について関係機関から提供を受けることに同意します。				
生徒氏名		生年月日	年 月 日	
就学学校名				第 学年
就学学校の 課程等	☐ 全日制課程 ☐ 定時制課程 ☐ 通信制課程 ☐ 中等教育学校の後期課程 ☐ 高等専門学校（第1学年～第3学年）			
年 月末時点の家庭状況（生計をともにする世帯員全員を記入）				
フリガナ 氏 名	続 柄	生 年 月 日	年 齢	職業又は在学校名、学年
-----		年 月 日		
-----		年 月 日		
-----		年 月 日		
-----		年 月 日		
-----		年 月 日		
-----		年 月 日		
-----		年 月 日		

（裏面へ続く）

住居の形態	1 借家・借間（家賃月額	円）	2 持ち家
	3 その他（		
母子又は父子家庭になった年月日 事由及び受給の有無		年 月 日	
	1 生別	養育費受給	有（月額 円）
	2 死別	生命保険受給	有（月額 円）
		遺族年金受給	有（月額 円）
手 当 受 給 状 況	1 児童手当		有（月額 円）
	2 児童扶養手当		有（月額 円）
申請日現在、千葉県の公立又は私立の千葉県公立高等学校等奨学のための給付金の申請をしている、又は、する予定がある。			
☐ はい ☐ いいえ			
※『はい』にチェックを入れた場合、県の認定結果の分かるものを、結果が判明次第提出してください。			
【添付書類】			
☐ 在学証明書 ☐ 所得証明書 （ 年 1 月 1 日に、南房総市に住所が無い場合。前住所の市区町村にて取得してください。）			
【添付書類】			
（上記必要書類と、申請日から遡って直近 3 か月の所得等の分かるものと一緒に、以下の該当する書類を御提出ください。）			
☐ 退職等による収入減少：退職証明書、退職時に発行された源泉徴収票、破産宣告通知書、廃業等届出等 ☐ 病気や事故による収入減少：医師の診断書 ☐ 自然災害による収入減少：被災証明書 ☐ 離婚により家庭経済が変動した場合：離婚届受理証明書の写し、養育費契約書の写し等 ☐ 家族の死亡に起因する変動の場合：死亡証明書の写し			

別記第2号様式（第7条関係）

第 号
年 月 日

様

南房総市長



高等学校等奨学給付金支給（不支給）決定通知書

年 月 日付で申請のあった高等学校等奨学給付金について、次のとおり決定したので、南房総市高等学校等奨学給付金事業実施要綱第7条の規定により通知します。

決定区分	☐ 支給 ☐ 不支給
給付年度	年度分
生徒氏名	
給付金額	円
不支給の場合の理由	

別記第3号様式 (第8条関係)

年 月 日

南房総市長 宛

請求者 住 所 〒 —

(保護者等) _____

氏 名 _____ (印)

電話番号 _____

高等学校等奨学給付金支給請求書

年 月 日付けで支給の決定があった南房総市高等学校等奨学給付金について、次のとおり請求します。

請求金額 円

振込先

[illegible]

振込先金融機関口座確認書類

写し貼付け

※通帳の表紙の裏面のコピー、ネット銀行の場合は口座が確認ができるページ又はキャッシュカードのコピーをここに貼付けてください。

別記第4号様式（第9条関係）

第 号
年 月 日

様

南房総市長



高等学校等奨学給付金支給決定取消通知書

このことについて、次の理由により、支給決定を取り消すことと決定しましたので、南房総市高等学校等奨学給付金事業実施要綱第9条第2項の規定により通知します。

理由

別記第5号様式（第10条関係）

第 号
年 月 日

様

南房総市長



高等学校等奨学給付金返還命令書

南房総市高等学校等奨学給付金事業実施要綱第10条の規定により、下記のとおり高等学校等奨学給付金の返還を命ずる。

記

返還金額	返還期限
円	年 月 日
返還命令の理由	

返還方法

※返還期限までに支払いが難しい場合は、担当課に御相談ください。

別記第1号様式（第6条関係）

別記第2号様式（第7条関係）

別記第3号様式（第8条関係）

別記第4号様式（第9条関係）

別記第5号様式（第10条関係）